

民事裁判情報の活用に関する法律案新旧対照条文

○ 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十五の二 （略） 二十五の三 民事裁判情報の活用に関する法律（令和七年法律第 号）の規定による民事裁判情報管理提供業務を行う法人の監督に関すること。 二十六 三十九 （略） 2 （略）	（所掌事務） 第四条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十五の二 （同上） （新設） 二十六 三十九 （同上） 2 （同上）